

第5次総合計画の各施策に対する 外部評価の実施について

1. 概要

平成28年度からスタートした第5次総合計画基本計画では、河内長野市がめざす「将来都市像」の実現に向けて、38の施策（分野）毎に、主な取り組みの方向性等を定めています。

この38の施策が、今回の評価対象です。

2. 市の行政評価の体系


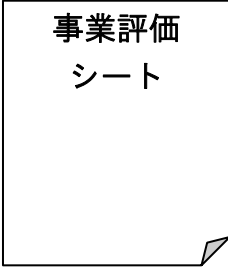
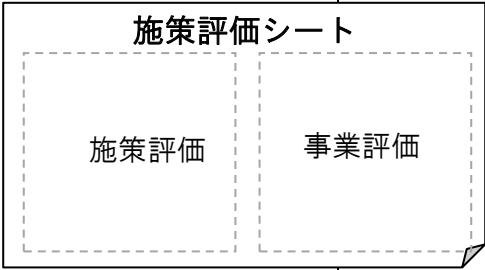
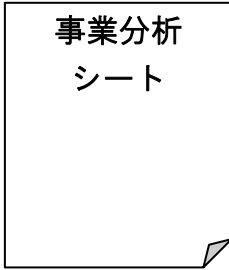
市では、38の施策に対する「施策評価」と、施策推進の具体的な手段である事業に対する「事業評価」を実施しています。

※施策の展開を明確にするとともに、各事業の改善や見直し、効果的な実行を図るため、平成29年度の行政評価より、事業評価の対象を予算事業単位から、総合計画実施計画に掲載する事業（総合計画に基づく施策を展開するにあたり、計画期間中に実施すべき主要な事業）の単位に変更しています。

※事業評価の結果は、「施策評価シート」に「施策の展開（主な取り組み）」として、評価年度の取り組み内容等を記載しています。

（施策評価シートの見方については、「平成29年度行政評価結果冊子」P. i ~ ivをご参照ください。）

[前年度からの変更内容]

	施策評価 (評価者：部局長)	事業評価 (評価者：課長)
平成28年度行政評価	対象：総合計画の38施策 	対象：予算事業 
平成29年度行政評価	対象：総合計画の38施策 	対象：実施計画事業 (内部資料) 

3. 外部評価の実施について

市で行った行政評価（内部評価）の妥当性を、専門的な見地や市民の目線から検証することで、客観性を確保するとともに、第5次総合計画を効果的・効率的に推進し、めざす将来都市像の実現を図ります。

4. 重点施策とその他の施策

行財政評価委員会の会議の場で、38施策全てを評価していただくことはできません。そこで、会議当日は重点施策として選定した3施策を評価対象とし、他の35施策については、書面で委員の皆様のご意見をいただきたいと考えています。

重点施策（3施策）	： 行財政評価委員会の会議で評価
その他の施策（35施策）	： 書面での評価

（1）重点施策の選定

第5次総合計画後期基本計画に向け、平成29年度～31年度にかけて、「総務」、「福祉・教育」、「都市・環境・経済」の各分野から順に重点施策を選定します。

実施年度	総合計画の全38施策		
	総務	福祉・教育	都市・環境・経済
平成29年度	重点施策を選定 その他施策	その他施策	その他施策
平成30年度	その他施策	重点施策を選定 その他施策	その他施策
平成31年度	その他施策	その他施策	重点施策を選定 その他施策

（2）平成30年度重点施策

平成30年度は、「福祉・教育」分野の中から、住民自治を充実し、多様な主体が協力して取り組む必要がある分野、社会的課題となっている分野として下記の3施策を選定します。

また、論点を明確にするため、評価対象施策を推進する事業のうち、重点的・戦略的に取り組んでいる事業を抜粋し、外部の目線から検証いただきたいと考えています。

施策 No.	施策名称	施策の展開（主に評価対象とする取り組み）
No.7	高齢者福祉の充実	・ 地域における包括的なケア体制の整備 ・ 介護予防と生活支援の充実
No.9	社会保障制度の適切な運営	・ 生活困窮者対策の推進
No.12	子育て支援の充実	・ 地域における子育て支援の充実 ・ 多様な保育サービスの充実

※平成29年度第3回河内長野市行財政評価委員会では、平成30年度の重点施策として、「施策 No.6 地域福祉の推進」、「施策 No.7 高齢者福祉の充実」、「施策 No.12 子育て支援の充実」の3施策を事務局案として提示し、了承いただきましたが、「地域福祉の推進」については、地域における包括的なケア体制の整備など、「高齢者福祉の充実」と一体的に取り組んでおり、説明が重複する部分があることから、重点施策から外しております。一方、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に到るリスクが高まっており、市民の生活を支えるセーフティネットの構築が喫緊の課題となっていることから、あらたに「施策 No.9 社会保障制度の適切な運用（主に生活困窮者対策の推進）」を重点施策としております。

（重点施策の選定についてご意見がある場合は、9月29日（金）までに事務局にご連絡いただけるようお願いします。）

5. 重点施策の評価（行財政評価委員会の会議で評価）

（1）評価用資料

重点施策評価資料（施策 No.7、9、12）

- ・ 総合計画基本計画
- ・ 施策評価シート
- ・ 決算成果報告書（主に評価対象とする取り組みを抜粋）

（2）評価の流れ

施策・主要事業の評価結果についての説明（担当部局）



質疑応答（委員・担当部局）



意見交換（委員）

まとめ（市の評価結果を①妥当、②概ね妥当、③要検討に分類）

（3）評価方法

①住みよさ指標、10年後のめざす姿に対する達成度の確認

施策階層での市の大きな方向性を確認するステップです。「施策評価シート」の記載内容のうち、下記の点についてご確認ください。

- ▶ 「住みよさ指標の状況」、「平成29年度の成果」欄の内容をもとに、市の現状分析が妥当であるか、現在の取り組み内容が施策の方向性と合致しているか等をご確認ください。
- ▶ 「課題」、「今後の方向性」欄の内容をもとに、課題は妥当か、施策実現のため他に考慮すべき課題はないか、今後の市の方向性が妥当であるかを検証してください。

②施策の展開及び事業の実施内容の妥当性の確認

施策の展開及び具体的な事業の実施内容を検証するステップです。「参考指標の推移」、「施策の展開（主な取り組み）」の記載内容をもとに、下記の点についてご確認ください。

- ▶ 住みよさ指標を補完する指標や、住みよさ指標の達成に向けた中間目標となる指標、各構成事業の成果を示す指標等を「参考指標」として設定しています。施策を効果的・効率的に進めるため、施策・事業の状況を正しく測定できる「指標」が設定されているかをご確認ください。
- ▶ 「施策の展開（主な取り組み）」欄の内容をもとに、施策を推進するために取り組んでいる事業が、施策の目的達成につながるものであるか、実施手法は妥当であるか等、ご確認ください。

③まとめ

- ①、②の議論を踏まえ、各施策を「妥当」、「概ね妥当」、「要検討」のいずれかに分類してください。

6. その他施策の評価（書面での評価）

（1）評価用資料

平成29年度行政評価結果冊子

※会議当日は「その他施策」についての意見交換はいたしません。公表方法については、委員長（事務局）にご一任をお願いします

（2）評価方法

市内部での評価結果（35施策）について、下記のとおり別紙「その他施策の評価シート」へご記入ください。

①「評価区分」欄

重点施策の評価の例を参考に、「妥当」、「概ね妥当」、「要検討」のいずれかに○を付けてください。

②意見・コメント欄

「概ね妥当」、「要検討」の場合は、次年度以降の評価で留意すべき事項、事業目標見直しの提案、指標見直しの提案など、市内部での評価結果に対する意見等をご記入ください。

各施策について評価いただき、「その他施策の評価シート」を10月23日の会議当日にお持ちください。